

<見やすいところに貼ってください。>

## 平成31年度 気象警報発令時などに関わる対応

山県市立梅原小学校

いかなる場合においても、児童の生命と安全の確保を第一に考え、早めの判断とともに、学校と家庭と地域が連携をしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 1 警報（すべての警報）発令時における休業及び登下校の対応

#### (1) 児童が登校する前後に、警報が発令または発令が予想される場合

- ① 午前6時30分までに解除された場合、平常通り登校します。  
※ただし、道路の破損、通学路の冠水、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊等により、登校に危険が伴うと判断した場合は、学校に連絡をください。登校を見送ります。
- ② 午前6時30分までに解除されない場合、自宅待機とします。
  - ・午前10時まで解除 → 解除時刻の2時間後までに登校を完了してください。
  - ・午前10時も警報が継続 → その日は休業します。
- ③ 午前6時30分以降その日の教育活動中に警報が予測される場合、休業とします。
  - ・前日及び当日の始業前に学校の休業を決定した場合は、保護者に連絡します。

#### (2) 児童が登校してから、警報が発令または発令が予想される場合

- ① 警報の発令前に速やかに下校させます。
- ② 児童の下校は、保護者（または保護者に準ずる方）への引き渡し、または学校職員が引率する緊急集団下校とします。（レベル2）  
※学校職員が引率する緊急集団下校の場合、PTA地区委員や見守り隊、在宅家族との連携・協力を図り、それぞれの家庭までの下校を確実に見届けます。

#### (3) 児童が登校してから、警報が発令された場合

- ① 原則として、学校に待機させます。
- ② 気象状況や交通、道路、河川の状況等から判断して、安全に帰宅できると判断した場合は、授業を打ち切り、速やかに下校させます。
- ③ 児童の下校は、保護者（または保護者に準ずる方）への引き渡しとします。（レベル3）

### 2 その他、雷や大雨などの危険な荒天時における登下校の対応

- ① 気象警報が発令されていなくても、登校時に雷が鳴っていたり、安全に支障をきたすような大雨や大雪または積雪があったりする場合、保護者の判断で登校を見合わせてください。
- ② 下校時も学校で同様な対応をします。その場合、児童の下校は、保護者（または保護者に準ずる方）への引き渡し、または学校職員が引率する緊急集団下校とします。（レベル2）

※学校からの緊急連絡は、あんしんネットで行います。家族間や地区内での連絡の取り合い方も確認しておいてください。

※休業や授業の打ち切りをする場合、児童の安全を最優先に考えます。従って、簡易給食としたり、昼食時でも給食を食べないで下校したりすることがあります。その場合、給食費の返金がないことがありますので、ご了承ください。

※児童館（みちくさ）は、学校の対応と同じとなります。児童館では児童を預かりません。

裏面もご覧ください。

<見やすいところに貼ってください。>

## 平成31年度 大地震に関わる対応

山県市立梅原小学校

いかなる場合においても、児童の生命と安全の確保を第一に考え、地震による被害を最小限に抑えるために、前兆現象にいち早く対応するとともに、学校と家庭と地域が連携をしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

「東海地震」に関する予兆が観測された場合、発生の緊迫感に応じて、「観測情報」「注意情報」「予知情報」の3つの段階の情報が公表されます。また、実際に大地震が発生した場合も考えなければなりません。それぞれの段階情報または発生時について、次のように対応します。

### 1 「観測情報」の場合

地震の前兆現象であると判断できない場合や前兆現象と関係ないことが分かった場合

(1) 通常通り授業を行います。

### 2 「注意情報」の場合

地震の前兆現象である可能性が高まった場合

### 3 「予知情報（警戒宣言）」の場合

地震発生のおそれがあると判断した場合 ※ほぼ同時に「警戒宣言」が出されます。

(1) 「注意情報」で、学校は情報収集に努めるとともに、状況に応じて防災対応をとります。

(2) 「予知情報（警戒宣言）」で、学校は地震に備えて命を守る対応をとります。

#### 命を守る対応

在校時 : すべての活動を止め、児童を安全な場所（運動場または体育館）に避難させてから下校させます。児童の下校は、保護者（または保護者に準ずる方）への引き渡しとします。（レベル3）

登下校時 : 自宅か学校で近い方に行くよう、学校と保護者で連携して指示を出します。学校に登校した場合、在校時と同様の対応をとります。

登校前 : 自宅で待機します。「予知情報」が解除され、安全が確認されるまで休校とします。

### 4 山県市内で震度5弱以上の揺れが観測された場合

(1) 「注意情報」「予知情報」の場合と同じ対応をとります。

### 5 「注意情報」「予知情報（警戒宣言）」が解除された場合

(1) 午前6時30分までに解除された場合、安全に気を付けて通常通り登校します。

※ただし、道路の破損、通学路の冠水、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊等により、登校に危険が伴うと判断した場合は、学校に連絡をください。登校を見送ります。

(2) 午前6時30分までに解除されなかった場合、休校します。

※地震の際は、停電等により、メールや電話での連絡が必ずしもできるとは限りません。あんしんネットは活用できないものと想定し、行動してください。

※PTA 地区委員は、登校時の集合場所で児童を待ち、各家庭に送り届けたり、必要に応じて安全な場所に避難させたりしてください。日頃より、地区ごとの避難場所等の確認をお願いします。

※授業の打ち切りをする場合、安全を最優先とします。従って、簡易給食としたり、昼食時でも給食を食べないで下校したりすることがあります。その場合、給食費の返金ができないことがありますので、ご了承ください。

※児童館（みちくさ）は、学校の対応と同じとなります。児童館では児童を預かりません。

裏面もご覧ください。